

議会運営委員会

日 時 平成 27 年 9 月 11 日 (金) 午前 10 時 00 分 ~

場 所 第 3 委員会室

1 議会の活性化について

(1) 詳細の検討について (検討項目 7~11)

2 本会議及び特別委員会の欠席について (平成 27 年 9 月定例会)

3 その他

(1) 次回の日程について (議会の活性化についての検討)

(2) 9 月定例会の日程 (次週) について

- ・ 9 月 14 日 (月) 14 : 00 ~ 議会運営委員会事前調整 (正副委員長)
- ・ 9 月 15 日 (火) 10 : 00 ~ 一般質問
終了後 議会運営員委員会、幹事会
- ・ 9 月 16 日 (水) 10 : 00 ~ 一般質問
- ・ 9 月 17 日 (木) 10 : 00 ~ 一般質問、総務文教常任委員会
議会運営委員会事前調整 (正副委員長)
議会運営委員会、本会議再開 (採決 1 件)
- ・ 9 月 18 日 (金) 10 : 00 ~ 各常任委員会

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.7	代表質問の毎定例会実施		共産
H27.7.10	意見等	○ これまで(前期)の議論が戻ってしまうので検討課題としたい。	
	結果		検討継続
	意見等		
	結果		
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.8	予算・決算の審査方法の見直し		緑風 公明 無会派
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算を審査した委員が決算も審査できるようにしたい。 ○ 予算及び決算特別委員会を全員で審査する常任委員会にして審査したい。 ○ 決算審査、予算審査どちらも全員で審査することとしていきたい。詳細は分科会で審査し、最後は全体会で審査したい。委員は議長、監査委員を除く。 	
	結果	検討継続	
	意見等		
	結果		
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.9	通年議会の実施		公明 無会派
H27.7.10	意見等	○ 会派で検討したい。	
	結果		検討継続
	意見等		
	結果		
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.10	政治倫理条例の見直し		公明
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親族は市の請負業者になってはいけないとされている。親族の中には自治会で役職を持っていて、建物の管理委託の当事者になること等があり、明確にしたい。 ○ 具体的に役職を出して検討していかなければならない。現在の政治倫理条例に例外規定を設ける方法等を考えつつ内容を詳細に検討したい。 	
	結果	検討継続	
	意見等		
	結果		

議会運営委員会 議会活性化検討項目 検討結果表

No.11	大学との政策連携		公明
H27.7.10	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参考人の活用が第一歩と考える。本市議会で導入する必要性を検討したい。 ○ 議員研修の講師等と顧問契約を結ぶなど考えたい。京都学園大学や京都大学などと連携できるか検討したい。 ○ 政策については連携すればよい。議会改革など議会内部のことまで連携する必要はない。議会のことは議員で決めればよい。 	
	結果	検討継続	
	意見等		
	結果		
	意見等		
	結果		

代表質問の毎定例会実施

前期における検討内容

◎平成25年5月の議会運営委員会において検討を行った。

京都府下の代表質問実施状況を鑑み3月定例会のみ代表質問を実施することに決定。この際、議員の質問時間を担保するため、他市議会にならない答弁を含め1人45分とすることに決定している。

京都府市議会議長会調べ
(H26.6.1現在)

事項 市名	15. 一般質問(代表)					
	【無】 *右の欄 記入不要		【有】質問を行なう定例会 一部の定例会			
			有		無	
	全定例会		第1回	第2回	第3回	第4回
京 都			代表質疑 (◎)	◎	◎	◎
福 知 山			◎			
舞 鶴			◎		◎	
綾 部			◎ 日曜議会			
宇 治			◎			
宮 津	◎					
亀 岡			◎			
城 陽	◎					
長岡京	◎					
向 日	◎					
八 幡			◎			
京 田 辺			◎			
京 丹 後			◎			
南 丹			◎			
木 津 川			◎			

亀岡市議会会議規則
(一般質問)

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。
2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

先例・申し合わせ

113 一般質問は会派代表質問、会派個人質問、会派に属さない議員の個人質問の順で行い、会派代表質問は3月定例会のみ行うことを例とする。(会規62)

○平成25年6月定例会から実施した。それ以前は毎定例会で代表質問を行っていた。

○会派代表質問の実施の有無は会派で決定する。

(平成23年12月20日議会運営委員会決定、平成24年から実施)

予算・決算の審査方法の見直し

前期における検討内容（議会改革推進特別委員会での意見等）

予算方式に統一（委員13人、1年交代 前期の議員定数は26人）

- ・少数の委員で集中的に審査すべき
- ・分科会方式では全体会の運営が困難

決算方式に統一（全議員が委員、分科会方式）

- ・全議員が審査に参加すべき
- ・予算決算議案以外の議案は常任委員会で専門的に審査している

現行のまま

- ・審査方法に意味がある（詳細な分析が可能な決算審査、全体の方向をみることができ予算審査）

結論としては、現状のままとして検討終了。

通年議会の実施

四日市市議会における通年議会

四日市市議会ホームページより抜粋

新たな取組み

「通年議会」（第9条）＜定例会を年1回とし、会期を通年に＞

導入前：議会の閉会中は、市長が臨時会を招集、付議事件の審査

導入後：5月から翌年4月までの1年を通して議会が開会

休会中の場合、災害等の突発的事件や緊急性のある課題、これまで地方自治法第179条第1項により専決処分を行っていた議決事件は、原則として議長の権限で緊急議会を開催し、審議することとなる。

・通年議会の実施により用語が変わります

「開会議会」：定例会の招集により、最初に関開会議（これまでの5月臨時会）

会期決定、正副議長・組合議会議員選挙・議会役員を選任等を実施

「定例月議会」：6月、9月、11月、2月に定例的に開く会議（これまでの各定例会）

一般質問を実施（2月は代表質問も）

長提案議案審議・委員会審査（決算議案は9月、当初予算議案は2月）等を実施

各議会の名称は、議会期間ごとに、招集された日又は議会を開く日の属する月を冠して呼称する

（例）平成23年5月開会議会、平成23年6月定例月議会、平成23年 月緊急議会

「緊急議会」：定例月議会以外に緊急に必要が生じた際に関開会議（これまでの臨時会）

「閉会議会」：閉会に際し、必要に応じて開く会議

「議会期間」：上記の議会の開催する期間（これまでの会期）

「休 会」：これまでの閉会中に相当する。議長の権限で本会議を、委員長の権限で委員会を開催できる

通年議会の開催イメージ

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
導入後 (平成23年 定例期)	定例会(通年議会)											
	開会 臨時会	定例月 議会	休 会	閉会 臨時会								
導入前	臨時会	臨時会	臨時会	臨時会	臨時会	臨時会	臨時会	臨時会	臨時会	臨時会	臨時会	臨時会

通年議会を導入した場合のメリット・デメリット

・メリット

招集手続きを経ずに議長の判断で本会議を開くことができ、機動的、弾力的な議会運営が可能となる。

審議時間を十分に確保することができる

議案等の提出、受理等を行える期間の制限がなくなる

・デメリット

本会議、委員会等の開催回数が多くなれば、開催経費が増加する恐れがある。

地域での議員活動等の時間が少なくなる恐れがある。

定例会の節目がほとんどなくなり、メリハリや緊張感がなくなる恐れがある。

導入した議会（調査時点：平成26年7月）

・都道府県議会 1 団体

・市議会 11 団体（特別区含む）

・町村議会 22 団体

亀岡市政治倫理条例

平成20年3月27日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、教育長及び病院事業管理者(以下「市長等」という。)並びに市議会議員(以下「議員」という。)が市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

条例制定の目的を規定しています。

市長等及び議員が人格及び倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応えること、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

市長及び本市の重要な政治的意思決定に関与でき、広範な裁量権を有する常勤の特別職並びに市の意思決定機関である議会の議員を条例の対象者としています。

(市長等、議員及び市民の責務)

第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んでその高潔性を明確にするとともに、政治倫理基準に反する客観的事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑を解消し、その責任を明らかにしなければならない。

2 市民は、自らも主権者として市政を担い公共の利益を実現する責務を自覚し、市長等及び議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

【解説】

1 市長等及び議員の責務を定めています。市民の信頼に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性を明確にすること、政治倫理基準に反するとの疑惑をもたれたときは、自ら疑惑を解消し、その責任を明らかにすることを定めています。

2 市長等及び議員の責務と合わせて主権者として市政を担う市民から不正な働きかけを行わないよう市民の責務を定めています。

市長等及び議員が公正な職務を妨げる不正な働きかけに屈してはならないことは言うまでもありません。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 市長等及び議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市（市の出資法人を含む。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分その他の行為に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。
 - (2) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、市長及び議員にあっては、その後援団体に対しても同様に取扱わせるよう措置すること。
 - (3) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (4) 市民全体の奉仕者として品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- 2 議員は、前項に規定する政治倫理基準のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
- (1) 市の職員（臨時職員及び嘱託職員を含む。以下同じ。）の公正な職務執行を不当に妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (2) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。

(市工事等の請負契約に関する遵守事項)

第4条 市長等及び議員、市長等及び議員の配偶者並びに市長等及び議員の1親等以内の親族が役員をしている企業及び団体は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事の請負契約、当該請負の下請工事契約、業務委託契約及び一般物品納入契約の当事者とならないよう努めなければならない。ただし、市長等にあつては、市が出資金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他の団体を除く。

【解説】

地方自治法及び地方公営企業法により、市長等及び議員本人の兼業禁止は規定されていますが、法の趣旨を尊重し、市長等及び議員の配偶者並びに1親等以内の親族が役員をしている企業及び団体についても市が行う工事の請負契約、その下請工事契約、業務委託契約及び一般物品納入契約の当事者とならないことを努力規定としています。1親等以内の親族とは、姻族も含まれます。上記法では、配偶者や親族まで明文化されていませんが、名義は違っていても実質的に経営に関与している場合があることを考慮し、法の規定を超える範囲を努力規定として盛り込んだものです。しかし、これらの判断は、職業選択の自由の観点からも行政実例、判例等に基づき、慎重に行うものとします。

地方自治法第92条の2

議員の兼業禁止

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(行政実例・判例)

保育所が、児童福祉法第24条の規定による措置により、市町村長から委託を受けて児童等の保育を行っている場合、この保育所の責任者が当該市町村の議員であっても、「請負」ではない。

(昭39.12.7行実)

「主として同一の行為をする法人」とは、当該地方公共団体に対する請負又は当該地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長もしくはその団体の長の委任を受けた者に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占めるものをいう。(昭25.6.30行実)

市長等にあつては、市が出資金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他団体を除いています。

(指定管理者の指定に関する遵守事項)

第5条 市長等及び議員、市長等及び議員の配偶者並びに市長等及び議員の1親等以内の親族が役員をしている法人又は団体は、法第244条の2第3項に規定する市の公共施設の指定管理者にならないように努めなければならない。

ただし、市長等にあつては、市が出資金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他の団体を除く。

【解説】

第4条と同じく、法の規定を超える範囲を努力規定として盛り込んだものです。市長等にあつては、市が出資金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他団体を除いています。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 政治倫理確立のため必要な事項を調査するため、法第138条の4第3項の規定に基づき、亀岡市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

【解説】

政治倫理確立のため必要な事項を調査するために、審査会を置くことを規定しています。

(審査会の組織)

第7条 審査会の委員は5人以上7人以内とし、社会的信望があり、地方行政に関し識見を有する者のうちから、議長と協議のうえ、市長が委嘱する。

- 2 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、任期が満了した場合においても、後任の委員が委嘱されるまでの間はその職務を行う。

【解説】

- 1 審査会の委員の人数、選任基準を定め、議長と協議のうえ、市長が委嘱することを規定しています。
- 2 審査会の会長及び副会長について、人数、選出方法を規定しています。
- 3 会長の職務を規定しています。
- 4 副会長の職務を規定しています。
- 5 委員及び補欠委員の任期を規定しています。
- 6 任期が満了しても、後任委員が委嘱されるまではその職務を行うことを規定しています。

(市民の調査請求権)

- 第8条 市民は、市長等及び議員が、第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、法第18条に定める選挙権を有する市民の総数の100分の1以上の者の連署をもって、その代表者(以下「請求代表者」という。)がこれを証する資料を添えて、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査の請求をすることができる。
- 2 議長は、前項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、その書面の写しを市長に送付するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により送付を受けたとき、又は第1項の規定により市長等に対する調査の請求を受けたときは、速やかに審査会に審査を付託しなければならない。

【解説】

市民が調査請求できる権利及びその手続きについて規定しています。

- 1 選挙権を有する市民の総数の100分の1以上の者の連署をもって、その代表者が資料を添えて請求できること、その請求先を規定しています。選挙権を有する者とは、直近の選挙人名簿に記載された者を言います。
- 2 議長が請求を受けたときは、市長にその写しを送付することを規定しています。
- 3 市長は請求を受けたとき、又は送付を受けたときに速やかに審査会に審査を付託すべきことを規定しています。

(審査会の調査)

第9条 審査会の会長は、前条の規定により調査を求められたときは、速やかに審査会を招集するものとする。

- 2 審査会は、調査を請求された当該関係者の出席を求め、又は文書を提出することにより弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、請求代表者から事情を聴取し、証拠書類等の提出を求め、又は市民その他の関係者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得た場合は、非公開とすることができる。

【解説】

- 1 調査を求められたときの審査の迅速性を規定しています。
- 2 当該関係者の出席、又は文書提出による弁明の機会を与えることを義務付けています。
- 3 請求代表者からの事情聴取、証拠書類等の提出を求めること、参考人の意見を聴くことができる権限を規定しています。
- 4 会議の公開を原則とした上で、非公開とすることができる条件を規定しています。

(調査請求権に伴う責務)

第10条 第8条の調査請求権は、政治倫理の確立のための権利であることから、選挙権を有する者は、自らの責任と役割を自覚し行使するものとする。

【解説】

調査請求権を行使するにあたっての責任と役割と自覚を規定しています。

(報告書の提出)

第11条 会長は、審査会の審査が終了したときは、報告書を作成し、市長に提出するものとする。

【解説】

審査終了時の報告について規定しています。

(市長の措置)

第12条 市長は、審査会の報告を受けたときは、速やかにその審査結果を請求代表者に通知するとともに、その概要を公表し、その他必要な措置を講じなければならない。

【解説】

審査会の報告を受けた市長の義務（審査結果の通知、結果概要の公表、その他必要な措置）を規定しています。

(虚偽報告等に関する措置)

第13条 市長は、審査会での虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったと認めるときは、その旨を公表しなければならない。

【解説】

審査会での虚偽報告又は調査に協力しない場合等の市長の公表義務を規定しています。

(市長等及び議員の協力義務)

第14条 市長等及び議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

【解説】

市長等及び議員が審査会の要求に応じて必要な資料の提出、意見陳述の義務を有することを規定しています。

(守秘義務)

第15条 市長、議長及び審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【解説】

市長、議長及び審査会委員に対して、その職を退いた後も含めて守秘義務を規定しています。「職務上知り得た秘密」とは、非公開とされた会議の内容及び資料等が該当します。

(職務関連犯罪容疑による逮捕以後の説明会)

第16条 市長等及び議員が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの規定及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)の容疑による逮捕以後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等においては市長に、議員にあっては議長に市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合、当該市長等及び議員は、説明会に出席し釈明することができるものとする。

- 2 市民は、前項の説明会において、当該市長等及び議員に質問することができる。
- 3 第1項に規定する説明会の開催の手續その他その運営に関し必要な事項は、市長及び議長が協議して別に定める。

【解説】

- 1 逮捕以後引き続きその職にとどまろうとする市長等及び議員が説明会の開催要求や出席して釈明できる権利を規定しています。
- 2 説明会において市民が質問できる権利を規定しています。
- 3 説明会開催の手續きその他運営に関して、別に定めることを規定しています。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関し、必要な事項は別に規則で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

大学との政策連携(主な事例)

議会名	大学名	導入時期	主な内容
山梨県 昭和町議会	山梨学院大学	平成20年5月	議員と学生とが町政の課題や問題点、新しい政策を議論するワークショップを実施。 (全国初の取組)
大阪府 茨木市議会	龍谷大学	平成22年5月	双方のもつ知識や人的資源を活用し、地域社会における高度な識見を有する人材を育成することを目的として、「龍谷大学と茨木市議会との地域人材育成に係る相互協力に関する協定」に調印。 龍谷大学から教員による議会改革に関する講演・研究支援の提供やインターンシップ生を市議会で受け入れることができるほか、大学院の「NPO・地方行政研究コース」への入学など、この地域連携協定により、知識・人材の相互交流を図っている。
滋賀県 大津市議会	龍谷大学	平成23年11月	大学の知的資源を議会改革に活用し、政策立案機能の強化と人材育成を行うためパートナーシップ協定を締結。
	立命館大学	平成26年1月	
	同志社大学	平成26年4月	
北海道 芽室町議会	北海道大学	平成24年6月	<ul style="list-style-type: none"> 1 議員、職員等による共同調査、研究 2 議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供 3 大学院生等を対象とした研修機会の提供 4 市議会の事業への大学院生等の参画 5 教職員と議員、職員等との研修 6 その他合意した分野における活動
大阪府 八尾市議会	大阪経済法科大学	平成25年2月	知的資源を集積し研究を進める大学と議会が連携することで、市議会における政策立案機能の強化・充実を図り、開かれた議会を一段と進めるとともに、学生に対しては、市議会事務局へのインターンシップの受け入れなどを通じて、実社会での実務経験の機会の提供を目指している。
石川県 加賀市議会	金沢大学	平成27年3月	市議会は政策法務能力の向上をめざし、条例や政策の策定時に専門的な助言を求め、大学院側は調査研究や学生の受け入れなどを行う。